

プレスリリース (2015年11月4日)

福島地裁いわき支部 福島原発避難者訴訟の山木屋原告団

11月4日(水)午後1時 ADR集団申立て

午後2時 司法記者クラブ記者会見

参加者：申立人ら原告12名及び弁護団

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 広 田 次 男
共同代表 弁護士 鈴 木 堯 博
共同代表 弁護士 清 水 洋

<本件担当>共同代表 弁護士 鈴 木 堯 博
東京都千代田区神田司町2-5 カツハタビル4階
東京あさひ法律事務所

Tel 03-3293-3621

Fax 03-3293-3627

携帯090-3228-3595

<ADR申立て及び裁判に関する緊急問合わせ先>

弁護士 米倉勉(弁護団幹事長) 090-4052-1994

弁護士 高橋右京(山木屋班事務局長) 090-3203-0903

1 本件ADR申立ての概要

(1) ADR申立て事件名

福島原発被害損害賠償請求・和解仲介手続申立て

(2) ADR申立先

原子力損害賠償紛争解決センター 第一東京事務所

東京都港区西新橋 1-5-13 第8東洋海事ビル8階(3階で申立書受理)

(3) 第1次申立て行動に参加する申立人ら

申立人菅野清一(山木屋原告団団長)ら12名及び弁護団

(4) 当事者

① 申立人 福島地裁いわき支部・避難者損害賠償請求訴訟山木屋原告団の原告ら

第1次申立て(11月4日):合計16名(12世帯)

i 福島第一原発事故(本件事故)により甚大な被害を受け、現在も居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されている川俣町山木屋地区の住民であって、福島地裁いわき支部・避難者損害賠償請求訴訟の山木屋原告団300名(79世帯)による第1次申立

ii 第2次以降の申立ては準備が整い次第順次申立て、来年3月までに同原告団

の希望者全員の申立てを完了する予定。

② 申立人ら代理人 福島原発被害弁護団の合計107名の弁護士

③ 被申立人：東京電力株式会社

(3) 第1次申立ての損害賠償請求額合計

合計金 25 億 9,398 万 5,199 円

(4) ADR請求損害項目

① 宅地・建物の損害

② 農地（田・畑）の損害

③ 山林その他の土地の損害

④ 農機具の損害

⑤ その他財物損害

(5) 避難者損害賠償請求訴訟の請求損害項目（後記参照）

① ふるさと喪失慰謝料

② 避難慰謝料

2 本件申立の特徴

(1) 申立人らは本件事故により避難生活を強いられている川俣町山木屋の住民であって現在福島地裁いわき支部の避難者訴訟の裁判をたたかっている原告であること。

（避難者訴訟の原告団によるADR集団申立ては全国初のケース）

(2) 申立人らは本件事故以来4年8か月を経ても先行きの見えないまま、高齢化して被害がますます深刻化しているが、裁判所の避難者損害賠償請求訴訟による解決を待っているだけでは生活再建が遠のくのではないかという不安感を抱いていること。

(3) 申立人らは本件ADR申立により財物損害についての迅速な賠償を求めると同時に、裁判所に対して、迅速かつ効率的な訴訟審理を求め加害責任の明確化と完全賠償の実現を強く訴えていくものであること。

3 福島地裁いわき支部の避難者訴訟の提訴原告数

(4) 第1次提訴（2012年12月3日） 39名（17世帯）

(5) 第2次提訴（2013年7月17日） 178名（64世帯）

(6) 第3次提訴（2013年12月26日） 142名（35世帯）

このうち山木屋原告団101名（25世帯）

(7) 第4次提訴（2014年5月21日） 119名（35世帯）

このうち山木屋原告団108名（26世帯）

(8) 第5次提訴（2015年2月18日） 113名（38世帯）

このうち山木屋原告団 91名（28世帯）

(9) 合計 591名（211世帯）

このうち山木屋原告団300名（79世帯）

山木屋原告団は本件事故当時の山木屋地区住民（1,183人）の25%を占める。

4 避難者訴訟の内容

(1) 基本的な考え方〔生活再建、再出発に必要な賠償を！〕

本件事故は史上最大最悪の公害である。加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。

本件事故によって、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やり引き離され、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根

こそぎ奪われ、従前の「生存と生活の基盤である生活環境」を丸ごと失った。

しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

(2) 訴訟における損害賠償請求の主な項目

① 避難生活に伴う慰謝料

2011年3月から避難生活が終了するまで1人につき月額50万円を請求する。本訴状では本件提訴直前の2015年1月までに至る47か月分の2,350万円を請求する。

③ ふるさと喪失による慰謝料

かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として1人につき金2000万円を請求する。

5 福島地裁いわき支部の避難者訴訟の審理経過

2013年10月2日 第1回口頭弁論期日

2015年6月10日 第11回口頭弁論期日（第1次～第5次の併合審理決定）

原告3人尋問（第1次～3次の原告76人の尋問始まる）

2015年8月19日 第12回口頭弁論期日・原告2人尋問

2015年10月14日 第13回口頭弁論期日・原告4名人の尋問

〔12月以降は隔月の尋問期日予定〕

6 福島地裁いわき支部に係属中の他の原発被害者訴訟

(1) いわき市民訴訟（いわき市民が低線量汚染地域で日常生活を余儀なくされていることへの責任と継続的被害に対する政策的な救済を認めさせるための訴訟）

原告数1,574名〔2013年3月第1次、11月第2次、2014年12月第3次提訴〕

(2) 南相馬市住民避難者損害賠償訴訟原告151名（47世帯）〔2015年9月提訴〕

7 本件事故前の山木屋地区の概要

(1) 山木屋の地勢等

ア 位置、面積

川俣町山木屋は、福島市の東南約40キロメートル、阿武隈高原の標高540メートル以上の山中にある。同地区は、東西約12キロメートルで南北がやや狭く、中央を東西に走る国道114号線（富岡街道）の南北に狭い水田帯、さらに山峡が延びている。南と北の大部分が山岳地帯である。福島第一原発から山木屋の中心部までは約40キロの距離にある。

イ 人口

川俣町のホームページによれば、山木屋の人口は、本件事故前の2010年度の統計では、334世帯1,183人であり、その面積は、37.40平方キロメートルである。

(2) 山木屋の産業

かつては「冷害の村」というイメージも付きまっていたといわれていた山木屋は、村民挙っての懸命な努力により、1970年代からすっかり新しく変わった。

国道114号線が完備し、それから各集落へ行く町道は拡張され整備された。

水田の基盤整備事業が完了して、1枚3反歩の大きい水田がいたるところに出現した。直線の水路に平行して自動車が通れる耕道が縦横に走り、耕耘から田植、除草、薬剤頒布、収穫に至るまで最新式の外国製農機具が導入されて、川俣町随一の稲作地帯となった。畑もブルドーザーにより拡張整地されて、広大な煙草畑が広が

った。鉄骨造りの煙草乾燥場が点在し、川俣町一円を網羅する葉煙草収納所も設置された。最盛期には葉煙草の売り上げ7億円を突破したこともある、県北地方第一の葉煙草生産地を誇っていた。

県営や個人経営の牧場も存在し、数多くの乳牛や黒毛和牛が飼育されるなど畜産業が盛んだった。さらに、桑畑や寒冷地蔬菜園も広がっていた。

通信機器製造会社や鋳物工場などの工場も操業し、農工一体の農村構造となっていた。舗装された道路が各家の庭先まで延びて自家用車や大型の農耕機が出入りしていた。自家用車の保有率は川俣町一番であった。

(3) 山木屋の伝統文化

山木屋では昔から伝統的な文化が培われてきた。とりわけ有名なものは、川俣町の重要無形文化財に指定されている「山木屋の三匹獅子」といわれる獅子舞である。一説によれば、16世紀に、山の猛獣が現れて田畑を荒らすので、村中相談の上、獅子舞を神様に奉納して村の安全と五穀豊穡を願ったことに始まるといわれている。それほどに信仰文化と伝統文化が根付いていた地区であった。

8 本件事故による山木屋地区の避難区域の変遷

(1) 放射能線量の現状

山木屋地区は、本件事故により壊滅的な被害を受けた。他の近隣市町村と同様に、高濃度汚染、特に土壤汚染は深刻であった。3.11から4年8ヶ月が経過したが、除染の対象になっていない山林などが多く、被害地の現状はあまり改善されていない。

(2) 計画的避難地域の指定

山木屋地区は、2011年4月22日に「計画的避難地域」に指定された。計画的避難地域とは、福島第一原発から半径20km以遠の周辺地域で、気象条件や地理的条件により放射性物質の累積が局所的に生じ、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある、積算線量が高い地域であるが、この地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準になるおそれがあるため、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行することが求められた。

(3) 避難区域再編

2013年7月、川俣町議会は、計画的避難区域に指定されていた山木屋地区について、11ある行政区のうち乙第8区（年間積算量44.4mSv）を「居住制限区域」、他の10区を「避難指示解除準備区域」に見直す避難区域再編案の受け入れを決めた。

居住制限区域は、年間被爆放射線量が20ミリシーベルト超～50ミリシーベルト以下、避難指示解除準備区域は20ミリシーベルト以下である。山木屋地区にはこのような高線量地区が存在している。

(4) 避難指示解除の動き

政府は、福島県内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示を2017年3月までに解除することなどを柱とした原子力災害対策本部の福島復興指針の改定を2015年6月12日に閣議決定した。この改定では、避難指示解除準備区域と居住制限区域について、避難指示解除の時期にかかわらず、避難者への精神的賠償の支払いを18年3月までで打ち切るとしている。すでに檜葉町は9月5日に避難指示が解除された。遠からず避難指示が解除されることが予想される山木屋の住民は、生活基盤や放射線による健康被害への不安は根強く、避難指示が解除されても帰還する者は少数に留まるとみられている。

以上